令和８年度　重要事項説明書

保育の提供を開始するにあたり、当園より説明すべき事項は次のとおりです。

1.　施設運営主体

事業者の名称	社会福祉法人　バルツァ事業会
代表者氏名	理事長　田伏　清
法人の所在地	奈良市鹿野園町１０００番１
法人の電話番号	０７２－８６０－００７１

2.　利用施設

施設の種類	保育所			
施設の名称	會津生駒保育園			
所在地	生駒市山崎町５－６			
電話番号	０７４３－７２－１１１７			
管理者名	園長　下川　知子			
利用人数（年齢別） 2025.2.1 現在	０歳児	３号認定　１０名	３歳児	２号認定　１４名
	１歳児	３号認定　１４名	４歳児	２号認定　１４名
	２歳児	３号認定　１４名	５歳児	２号認定　１３名
自己評価の概要	職員による保育内容等の自己評価を定期的に実施しています。			
第三者評価の概要	なし			
職員への研修の実施状況	内部研修年３回、外部研修年３回以上実施			
認可年月日	平成２０年２月１日			
事業所番号	2920951000196			

3.　施設の目的・運営方針

事業の目的	運営方針
＜保育理念＞ 私たちは子どもの最善の利益を尊重します 私たちは子どもの心身の健やかな育ちをささえます 私たちは子どもを育てる環境づくりにつとめます	＜保育方針＞ １身体をきたえて元気な子ども・・・・・・ 身体的発達を支援します ２心のやさしい明るい子ども・・・・・・・ 情緒的発達を支援します ３自分で考えがんばる子ども・・・・・・・ 知的発達を支援します ４ごあいさつがきちんとできる子ども・・・ 社会的発達を支援します

4.　施設・設備等の概要

敷地	全体	1,000 ㎡		
	園庭	312.65 ㎡		
建物	構造	RC 構造		
	延べ面積	778.48 ㎡		
施設の内容	乳児室	1 室	保育室	6 室
	ほふく室	1 室	遊戯室	1 室
	調理室	1 室	幼児用トイレ	4 室
	調乳室	1 室		
設備の種類	冷暖房、プール			
その他	屋外遊戯場　　312.65　㎡			

5.　職員体制　　令和 8 年 1 月末現在

	職務の内容	常勤	非常勤
施設長	園務をつかさどり、所属職員を監督	1 人	人
主任保育士	園長を助け、命を受けて園務の一部を整理、園児の保育をつかさどる	1 人	人
副主任保育士	主任保育士を補佐し、保育業務及び園務の一部を担うとともに保育士間の連携を図る	1 人	
保育士	保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。	１５人	3人
調理員	栄養士の作成した献立に基づき、給食及びおやつを調理する。	1 人（委託）	4人(委託)
管理栄養士	園児の栄養指導及び栄養管理、園児の発達段階に応じ、０歳児の離乳食、１～２歳児の幼児食及び３歳児以上の幼児食に係る献立を作成する。	1 人	
事務員	経理業務	1 人(兼任)	1 人
保育補助	保育業務の補助を行う	人	2人

※当園では、「生駒市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。

6.　保育を提供する日

開園日	月曜日から土曜日
開園時間	午前 7 時 30 分から午後 7 時 30 分　　土曜日は午後 18 時 30 分まで
休園日	日曜日、祝祭日、年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日）
その他	

※警報発令時の対応について　　別紙（園のしおり参照）
※感染症流行時の対応について　別紙（園のしおり参照）

7.　保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします

保育標準時間認定	保育時間	午前7時30分から午後6時30分
	延長保育時間	午後6時30分から午後7時30分
保育短時間認定	保育時間	午前8時30分から午後4時30分
	延長保育時間	1日の保育時間が8時間を超えた場合。ただし保育時間が8時間未満であっても午後6時30分以後の利用の場合。

※延長保育の利用にあたっては、別途利用者負担が必要となります。

8.　提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針（平成20年3月28日厚労告141）を踏まえ、以下の保育、その他の便宜の提供を行います。

①　特定教育・保育の提供

上記7に記載する時間において、保育を提供します。

②　縦割り保育（元気っこクラブの活動）

３・４・５歳児のクラスをそれぞれ３グループに分け、たて割り保育を実施しています。

月２回、運動遊びやリズム遊び、食育活動などを行っています。

期待される成果

〇友だちの輪ができる

〇友だちを思いやる心が持てる

〇自己抑制が育つ

〇人間的な豊かさがもてる

〇他人の存在を想定する能力がつく

〇判断力がつく

子どもたちがイキイキと輝けるよう活動しています。

食育活動への取り組み

〇野菜の栽培を通して成長する様子を観察、収穫した喜びを味わって食べる。

〇野菜や草花を栽培し世話をする中で、命あるものを大切にしようとする気持ちを育てる。

〇子どもたちが自ら育てた野菜を食べたり、給食の下処理を手伝うことで食に関心を持ち生命に感謝する気持ちを持つ。

〇楽しく食事をすることで食への意欲を高めるとともに、食事のマナーを身に付ける。

などの成果が期待され、食育活動に取り組んでいます。

③　その他

一時預かり事業

地域子育て支援拠点事業

毎週月曜日に園庭解放の実施

月1回の親子教室の開催

9. 食事の提供方法等について

① 食事の提供方法

調理業務を委託（調理業務は名阪食品株式会社が行います）

② 食事の提供を行う日

〇保育を提供する日は、毎日食事の提供を行います。

〇行事等に併せてお弁当の持参をお願いする日があります。

〇献立表は毎月のお便りで別途お知らせします。

「児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。」

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0 歳児	9 時 30 分頃	11 時頃	15 時頃	
1 歳児	9 時 30 分頃	11 時頃	15 時頃	
2 歳児	9 時 30 分頃	11 時頃	15 時頃	
3 歳児		11 時 30 分頃	15 時頃	
4 歳児		11 時 30 分頃	15 時頃	
5 歳児		11 時 30 分頃	15 時頃	

※18 時 30 分以降の延長保育利用時には捕食の提供をします。

③ アレルギー対応状況

アレルギー、その他の事情により給食に配慮が必要な場合は、できる限りお子さんに合わせていきますので、あらかじめご相談ください。その際は、医師による診断書の提出が必要です。

除去食及び代替食に対応しています。

食物アレルギー対応マニュアルあり。

④ その他衛生管理等

給食施設届出を大和郡山保健所へ提出しています。

生駒市の保育園における感染対策マニュアル基準に沿って衛生管理基準の作成を行います。

日々の健康管理、確認及び検便検査の実施（保育士は 2 か月に 1 回、乳児担当は毎月。調理員は 1 か月に 1 回、5 月～9 月は 1 か月 2 回）による職員及び調理員の健康管理を徹底しています。

委託業者により調理室の清掃及び整理整頓を実施し、衛生管理区分の維持管理を徹底しています。

10. 利用料金

① 3 号認定児童は特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

生駒市が定める保育料を市にお支払いただきます。

保育料の納入は口座振替をご利用ください（口座引き落とし日は毎月 28 日）。

ただし、納付書による納入も可能です。

② 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等（実費負担）

①②に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。

お支払方法は口座振替による徴収となります。

詳しい料金は別表をご確認ください。

※当園では保護者会等の組織はありません。

11. 利用の開始について

当園では、生駒市の利用調整に基づき当園に入所決定され、支給認定を受けた保護者が本重要事項説明書等に同意された後に保育の提供を開始します。

12. 利用の終了について

当園は、以下の場合には保育の提供を終了します。

① 入所児童が小学校に就学したとき
② 月入所児童の保護者が児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
③ 市外に転出するとき
④ 長期欠席するとき
⑤ その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

13. 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

① 小児科医

医療機関の名称	たかだこどもクリニック
医院長名又は医師名	高田慶応
所在地	生駒市山崎町２１－２８
電話	0743-72-1661

② 歯科医

医療機関の名称	おおはし歯科
医院長名又は医師名	大橋正和
所在地	生駒市山崎町２１－３９グランレーヴ東生駒１０２
電話	0743-75-8241

14. 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応します。		
避難訓練 防犯訓練	火災及び地震を想定した避難訓練・消火訓練を毎月実施 生駒警察署、生駒市役所と連携した防犯訓練を実施しています。		
防災設備	自動火災報知機	誘導灯	夜間休日の警備（セコム）
	火災通報装置	非常警報装置	防犯カメラ
	ＡＥＤ		
広域避難場所	生駒小学校		

15. 緊急時の対応方法

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する医療機関もしくは、当園が手配した医療機関に搬送し、緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

16. 虐待の防止のための措置に関する事項

職員による園児への虐待防止のため、以下の措置を講じています。

① 年に1回、職員に対して虐待防止研修を実施

② 虐待防止マニュアルの作成、運用

17. 災害共済給付制度への加入

当園では以下の共済制度に加入しています。

加入先	日本スポーツ振興センター
災害共済の種類	負傷、疾病、傷害、死亡
保護者負担金	年２７０円
共済金額	日本スポーツ振興センターが定める金額

※詳しくは別途配布する「独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度への加入について」をご確認ください。

18. 保育内容・園の運営に関する相談・要望・苦情

受付担当者	主任保育士	
受付責任者	園長	
利用時間	午前8時30分～午後5時	
連絡先	電話　0743-72-1117 FAX　0743-72-1176	
第三者委員	和田利明 電話　090-8375-0549 役職・養護学校教諭	菊山礼子 電話　090-8797-7957 役職・NPO法人　理事長
受付方法	面接・電話・文書等の方法で相談・苦情を受け付けます。	

19. 個人情報の保護に関する基本方針

当園では個人情報保護に関する基本方針として、園のしおりに掲載している内容を掲げています。
なお、保育園卒園の際は就学先小学校に保育所児童保育要録の送付等、個人情報の伝達があります。

20. 保育業務支援システムについて

当園では保育士の業務負担の軽減を図るため、保育業務のICT化を行っています。
このシステムは保育士の保育業務の軽減はもちろんのことですが、子どもたち一人一人の成長の記録等をきめ細かく記録し、子どもの成長に役立てることや、保育士や保護者の方に必要な情報が具体的に把握できるシステムとなっているため、保育の質の向上につながるものです。

また、園から保護者への情報伝達のため、希望する保護者にメール送信を行います。

21. カスタマーハラスメントへの対応について

1　当園は、保護者の皆さまからのご意見・ご要望を大切にし、保育の質の向上に努めます。

2　職員が安心して保育に取り組める環境を守るため、次のような行為があった場合は、お話をお断りしたり、組織として対応したりすることがあります。

・暴力、暴言、威圧的な言動、大声での叱責
・長時間にわたる拘束や、繰り返しの執拗な要求
・職員への人格を否定する発言や、差別的な言動
・社会通念上、相当な範囲を超えた要求や、特定の職員への過度な要求
・職員や園に対する、SNS 等への誹謗中傷や、無断での撮影・録音・拡散

3　上記の場合でも、まずは事実の確認とお話の傾聴に努めます。必要に応じて、複数の職員や園長が対応し、法人本部とも連携のうえ、状況に応じて関係機関に相談します。

4　保護者の皆さまのご理解とご協力を、お願いいたします。

22. 子どもの権利擁護・安全確保について

1　当園は、令和 8 年 12 月 25 日に施行されるこども性暴力防止法に先立ち、子どもを性暴力から守るため、次の取り組みの準備を進め、実施します。

・職員の採用にあたり、法令に基づく確認を行います。
・全職員を対象に、子どもの人権の尊重や、不適切な関わりを防ぐための研修を行います。
・子どもへの性暴力が疑われる場合に備え、相談しやすい環境を整え、対応する体制を定めています。

2　子どもの安全に関する相談は、園長が窓口となります。相談を受けた場合は、プライバシーに配慮し、事実を確認のうえ、組織として迅速に対応します。必要に応じて、行政・警察等の関係機関と連携します。

3　相談窓口：【會津生駒保育園】　園長：【下川知子】
　　電話：【0743-72-1117】　　受付時間：【10：00～17：00】

23. その他

・当該重要事項説明書に定めるもののほか、入園、利用に当たっての詳細な留意事項等については、別途当園が作成する「ほいくえんのしおり」において掲示するものとします。
・当園では保護者会等の組織はありません。
・当園の敷地内はすべて禁煙です。
・利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動はご遠慮ください。
・防犯対策の為、通用門は電気錠式を採用しています。ご協力をお願いいたします。

別　表

１．保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

項　　目	負担を求める理由及び目的	金　　額
給食費	2 号認定を受けたこどもに係る給食費	月額　7,800 円
布団リース代金	園児の衛生管理と保護者の負担の軽減	月額　1,600 円
絵本代	0 歳児 1 歳児 2 歳児 3 歳児 4 歳児 5 歳児	月額 520 円 400 円 410 円 440 円 480 円 480 円
園児服	通園カバン（2 歳児から） 長袖スモック 体操服・半袖シャツ 体操服・長袖シャツ 体操服・トレシャツ 体操パンツ 体操トレパンツ	4,000 円 3,700 円 1,900 円 2,200 円 2,900 円 1,800 円 2,800 円
楽器	ピアニカ(3 歳児から）	5,400 円
遠足代金	遠足に係る費用	実費
写真・ビデオ代	写真・ビデオ代の購入代金	実費

２．延長保育に係る利用者負担は以下の通りです。

保育標準時間	18：30～19：30	1 回 300 円	11 回以上 3,200 円
保育短時間	1 日の保育時間が 8 時間（8：30～16：30）を超える場合	1 回につき 300 円	11 日以上 3,200 円
	18：30～19：30	1 回 300 円	11 日以上 3,200 円

定められた保育時間（保育標準時間の場合は午前 7 時 30 分から午後 6 時 30 分、保育短時間認定の場合は 1 日の保育時間 8 時間）を超えて利用した場合は延長保育となります。
延長保育料金は 1 日 300 円、月 11 日以上利用した場合は 3,200 円の負担（負担上限額）です。

３．保育の提供に要する特定負担額

項　　目	内容、負担を求める理由及び目的	金　　額
教材費	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準「内閣府令第３９号（平成２６年４月３０日公布）」による、日用品、文房具、および保育に必要な物品の購入に要する費用。	月額　500 円
駐車場利用料	園児の送迎のため、保育園が契約している駐車場を利用する場合は、駐車場利用料のご負担をお願いしています。	月額　800 円

重要事項説明書についての同意書

年　　月　　日

当園における保育の提供を開始するにあたり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

施設名　　會津生駒保育園
説明者　　園　　長　　下川　知子
　　主任保育士　　野田　真希

私は、本書面に基づいて會津生駒保育園の利用にあたっての重要事項の説明を受け、同意しました。

保護者住所

保護者氏名

児童との続柄

児童名

児童名

児童名

※本人自筆の場合、押印は不要です。